

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第12節の3 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税 <u>(経済連携協定に基づく加工又は修繕用貨物の輸出手続の特例)</u></p> <p>8の7-5 法第8条の7の規定に係る加工又は修繕用の輸出貨物が特定輸出者又は認定通関業者の輸出申告に係る貨物であるときにおける当該加工又は修繕用貨物の輸出手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) 前記8の7-2(1)に規定する確認申告書（交付用）については、輸出者に対して、当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、その作成を省略して差し支えないものとする（同項(1)なお書に規定する変更届について同じ。）この場合において、同項(2)又は前記8の7-3(3)に規定する提示が必要となったときは、当該管理された書類を提示させる。</p> <p>(2) 前記8の7-2(3)に規定する契約書等については、その写しの提出又は提示を認める。</p> <p>(3) 前記8の7-2(5)に規定する同一性の確認は、仕入書等に記載された識別記号等により行うとともに、同項(5)なお書に規定する仕入書等の写しについては、提出の省略を認める。</p> <p>（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税手続の特例）</p> <p>8の7-6 法第8条の7の規定による加工又は修繕のため輸出された貨物の免税に係る輸入貨物が特例輸入者又は認定通関業者の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工又は修繕のため輸出された貨物の免税手続については、次のとおり取り扱って差し支えない（前記8の7-5の規定の適用を受けた貨物については、当該貨物を輸出した者の名をもって輸入申告されるときに限る。）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前記8の7-3(3)に規定する確認申告書については、<u>輸入者</u>に対して、</p>	<p>第12節の3 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税 <u>(新規)</u></p> <p>（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税手続の特例）</p> <p>8の7-5 法第8条の7の規定による加工又は修繕のため輸出された貨物の免税に係る輸入貨物が特例輸入者又は認定通關業者（以下この項において「<u>特例輸入者等</u>」という。）の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工又は修繕のため輸出された貨物の免税手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前記8の7-3(3)に規定する確認申告書については、<u>特例輸入者等</u>に對</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提示の省略を認める。	して、当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提示の省略を認める。
<p>(「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲)</p> <p>8の7-<u>7</u> (省略)</p>	<p>(「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲)</p> <p>8の7-<u>6</u> (同左)</p>
<p>(経済連携協定に基づく加工又は修繕貨物の再輸入期間の延長の承認申請手続)</p> <p>8の7-<u>8</u> (省略)</p>	<p>(経済連携協定に基づく加工又は修繕貨物の再輸入期間の延長の承認申請手続)</p> <p>8の7-<u>7</u> (同左)</p>